

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

(県政情報・文書課)

一

企 業 局

○企業局財務規程の一部を改正する管理規程

一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

一

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支

二

報告書の要旨の公表

二

監査委員

○定期監査の結果の公表

二

公安委員会

○宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

六

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会規程の用字及び用語の整理に関する規程

六

○宮城海区漁業調整委員会告示の用字及び用語の整理に関する告示

七

○宮城海区漁業調整委員会訓令の用字及び用語の整理に関する訓令

七

規 則

行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

行政不服審査法施行細則(平成二十八年宮城県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十七年総務省令第五号」を「平成二十八年総務省令第五号」に改める。

第三条第一項中「手数料は」を「手数料を納入する場合においては」に、「に宮城県収入証紙を貼付して納入しなければ」を「を提出しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

様式第三号中「~~省令第五号~~」を「~~省令第五号~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年二月二十五日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第三号中「と電磁的記録」を「及び電磁的記録」に改め、「いう。」を「いう。」に改める。

以下この号において同じ。又は電磁的記録」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和七年二月二十五日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎ型管理運営方式モニタリング等支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和七年二月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限責任あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町一

番二号 五 落札金額 五千六百八十二万三千七百四十円（消費税及び地方消費税を除く。） 六 契約の相手方を決定した手続 条件付一般競争入札（郵送入札及び総合評価落札方式） 七 入札の公告を行った日 令和六年十二月二十日																																																					
選挙管理委員会																																																					
○宮選管告示第十六号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。 令和七年二月二十五日 宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人																																																					
監査委員																																																					
○宮城県監査委員告示第1号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和6年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。 令和7年2月25日 <table><tr><td>宮城県監査委員</td><td>佐々木 喜 藏</td></tr><tr><td>宮城県監査委員</td><td>佐々木 功 悦</td></tr><tr><td>宮城県監査委員</td><td>成 田 由 加 里</td></tr><tr><td>宮城県監査委員</td><td>吉 田 計</td></tr></table> 1 監査実施機関及び監査実施日 <table><tr><td>監査実施機関</td><td>監査実施日</td></tr><tr><td>○総務部</td><td></td></tr><tr><td>地方機関</td><td></td></tr><tr><td>公文書館</td><td>12月9日</td></tr><tr><td>大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）</td><td>10月18日</td></tr><tr><td>仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む）</td><td>12月12日</td></tr></table>		宮城県監査委員	佐々木 喜 藏	宮城県監査委員	佐々木 功 悦	宮城県監査委員	成 田 由 加 里	宮城県監査委員	吉 田 計	監査実施機関	監査実施日	○総務部		地方機関		公文書館	12月9日	大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）	10月18日	仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む）	12月12日																																
宮城県監査委員	佐々木 喜 藏																																																				
宮城県監査委員	佐々木 功 悦																																																				
宮城県監査委員	成 田 由 加 里																																																				
宮城県監査委員	吉 田 計																																																				
監査実施機関	監査実施日																																																				
○総務部																																																					
地方機関																																																					
公文書館	12月9日																																																				
大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）	10月18日																																																				
仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む）	12月12日																																																				
<table><tr><td>塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む）</td><td>12月13日</td></tr><tr><td>東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む）</td><td>11月19日</td></tr><tr><td>東部県税事務所登米地域事務所</td><td>11月19日</td></tr><tr><td>気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）</td><td>11月15日</td></tr></table> ○復興・危機管理部 <table><tr><td>地方機関</td><td></td></tr><tr><td>消防学校</td><td>10月22日</td></tr><tr><td>環境放射線監視センター</td><td>10月22日</td></tr></table> ○企画部 <table><tr><td>地方機関</td><td></td></tr><tr><td>東京事務所</td><td>11月7日</td></tr></table> ○環境生活部 <table><tr><td>地方機関</td><td></td></tr><tr><td>保健環境センター</td><td>11月1日</td></tr></table> ○保健福祉部 <table><tr><td>地方機関</td><td></td></tr><tr><td>仙南保健福祉事務所</td><td>12月16日</td></tr><tr><td>仙台保健福祉事務所</td><td>12月13日</td></tr><tr><td>東部保健福祉事務所</td><td>12月12日</td></tr><tr><td>東部保健福祉事務所登米地域事務所</td><td>12月12日</td></tr><tr><td>気仙沼保健福祉事務所</td><td>10月24日</td></tr><tr><td>東部児童相談所</td><td>11月19日</td></tr><tr><td>女性相談センター（女性相談支援センター）</td><td>11月6日</td></tr><tr><td>さわらび学園</td><td>12月3日</td></tr><tr><td>リハビリテーション支援センター</td><td>10月29日</td></tr></table> ○経済商工観光部 <table><tr><td>地方機関</td><td></td></tr><tr><td>北部地方振興事務所栗原地域事務所</td><td>11月20日</td></tr><tr><td>東部地方振興事務所登米地域事務所</td><td>11月14日</td></tr><tr><td>気仙沼地方振興事務所</td><td>12月12日</td></tr><tr><td>産業技術総合センター</td><td>11月18日</td></tr></table>		塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む）	12月13日	東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む）	11月19日	東部県税事務所登米地域事務所	11月19日	気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）	11月15日	地方機関		消防学校	10月22日	環境放射線監視センター	10月22日	地方機関		東京事務所	11月7日	地方機関		保健環境センター	11月1日	地方機関		仙南保健福祉事務所	12月16日	仙台保健福祉事務所	12月13日	東部保健福祉事務所	12月12日	東部保健福祉事務所登米地域事務所	12月12日	気仙沼保健福祉事務所	10月24日	東部児童相談所	11月19日	女性相談センター（女性相談支援センター）	11月6日	さわらび学園	12月3日	リハビリテーション支援センター	10月29日	地方機関		北部地方振興事務所栗原地域事務所	11月20日	東部地方振興事務所登米地域事務所	11月14日	気仙沼地方振興事務所	12月12日	産業技術総合センター	11月18日
塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む）	12月13日																																																				
東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む）	11月19日																																																				
東部県税事務所登米地域事務所	11月19日																																																				
気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）	11月15日																																																				
地方機関																																																					
消防学校	10月22日																																																				
環境放射線監視センター	10月22日																																																				
地方機関																																																					
東京事務所	11月7日																																																				
地方機関																																																					
保健環境センター	11月1日																																																				
地方機関																																																					
仙南保健福祉事務所	12月16日																																																				
仙台保健福祉事務所	12月13日																																																				
東部保健福祉事務所	12月12日																																																				
東部保健福祉事務所登米地域事務所	12月12日																																																				
気仙沼保健福祉事務所	10月24日																																																				
東部児童相談所	11月19日																																																				
女性相談センター（女性相談支援センター）	11月6日																																																				
さわらび学園	12月3日																																																				
リハビリテーション支援センター	10月29日																																																				
地方機関																																																					
北部地方振興事務所栗原地域事務所	11月20日																																																				
東部地方振興事務所登米地域事務所	11月14日																																																				
気仙沼地方振興事務所	12月12日																																																				
産業技術総合センター	11月18日																																																				

計量検定所 大崎高等技術専門学校 気仙沼高等技術専門学校 ○農政部 地方機関 農業大学校 農業・園芸総合研究所 古川農業試験場 病害虫防除所 畜産試験場 ○水産林政部 地方機関 水産技術総合センター 林業技術総合センター ○土木部 地方機関 北部土木事務所栗原地域事務所 東部土木事務所登米地域事務所 気仙沼土木事務所 大崎地方ダム総合事務所 ○教育庁 地方機関 仙台教育事務所 東部教育事務所 図書館 松島自然の家 多賀城跡調査研究所 東北歴史博物館 角田高等学校 築館高等学校 仙台二華高等学校	10月31日 9月20日 10月24日 12月6日 10月29日 9月20日 10月30日 9月19日 11月22日 11月12日 11月20日 11月14日 12月12日 12月24日 12月6日 11月12日 12月3日 11月26日 9月12日 9月12日 9月25日 9月5日 11月7日	南三陸高等学校 柴田高等学校 登米総合産業高等学校 大河原産業高等学校 加美農業高等学校 本吉響高等学校 古川工業高等学校 石巻商業高等学校 船岡支援学校 山元支援学校 角田支援学校 気仙沼支援学校 支援学校岩沼高等学校園 仙台二華中学校 ○警察本部 地方機関 仙台南警察署 塩釜警察署 佐沼警察署 登米警察署 河北警察署 南三陸警察署 古川警察署 若柳警察署 鳴子警察署 大河原警察署 2 監査結果 令和5年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。 その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見ら	9月13日 9月25日 12月13日 11月28日 11月12日 9月17日 10月31日 11月19日 9月11日 10月30日 10月30日 10月25日 9月11日 11月7日 11月7日 11月6日 9月5日 12月2日 11月19日 12月23日 10月31日 12月2日 9月19日 11月27日
---	--	--	---

れたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 大河原県税事務所

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 101,373,100円

過年度分 202,116,494円

合 計 303,489,594円

・令和4年度収入未済額

現年度分 63,163,655円

過年度分 212,428,511円

合 計 275,592,166円

(2) 大河原県税事務所

不動産取得税において、課税漏れが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不動産取得税の未処理案件について、誤って処理済案件に含めたことにより、課税処理等をしていないまま、課税できる期間を経過したものの。

・件数 1件

・金額 346,300円

(3) 仙台南県税事務所

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 141,528,751円

過年度分 188,915,583円

合 計 330,444,334円

・令和4年度収入未済額

現年度分 96,633,507円

過年度分 206,906,519円

合 計 303,540,026円

(4) 仙台南県税事務所

不動産取得税において、課税漏れが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

書類の提出待ちにより保留としていた未処理案件について、適切な進捗管理がされず、課税処理をしていないまま、課税できる期間を経過したものの。

・件数 3件

・金額 4632,500円

(5) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 93,432,070円

過年度分 171,772,462円

合 計 265,204,532円

・令和4年度収入未済額

現年度分 90,252,228円

過年度分 160,470,591円

合 計 250,722,819円

(6) 東部県税事務所

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 89,841,063円

(7) 東部県税事務所登米地域事務所 県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・令和5年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>48,064,569円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>58,085,216円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>106,149,785円</td></tr></table> ・令和4年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>33,347,623円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>58,597,098円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>91,944,721円</td></tr></table> (8) 気仙沼県税事務所 県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・令和5年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>24,580,763円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>77,825,868円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>102,406,631円</td></tr></table> ・令和4年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>25,660,338円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>82,057,160円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>107,717,498円</td></tr></table> (9) 保健環境センター	現年度分	48,064,569円	過年度分	58,085,216円	合 計	106,149,785円	現年度分	33,347,623円	過年度分	58,597,098円	合 計	91,944,721円	現年度分	24,580,763円	過年度分	77,825,868円	合 計	102,406,631円	現年度分	25,660,338円	過年度分	82,057,160円	合 計	107,717,498円	需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 残留農薬内部精度管理試料に係る代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する支払時期を越えて支払ったもの。 ・件数 1 件 ・金額 6,600円 (10) 仙南保健福祉事務所 生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。 (内容) 生活保護扶助費返還金 ・令和5年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>9,481,620円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>63,512,466円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>72,994,086円</td></tr></table> ・令和4年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>14,242,866円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>58,296,951円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>72,539,817円</td></tr></table> (11) 仙台保健福祉事務所 生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。 (内容) 生活保護扶助費返還金 ・令和5年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>10,335,690円</td></tr><tr><td>過年度分</td><td>76,062,679円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>86,398,369円</td></tr></table> ・令和4年度収入未済額 <table><tr><td>現年度分</td><td>7,513,650円</td></tr></table>	現年度分	9,481,620円	過年度分	63,512,466円	合 計	72,994,086円	現年度分	14,242,866円	過年度分	58,296,951円	合 計	72,539,817円	現年度分	10,335,690円	過年度分	76,062,679円	合 計	86,398,369円	現年度分	7,513,650円
現年度分	48,064,569円																																												
過年度分	58,085,216円																																												
合 計	106,149,785円																																												
現年度分	33,347,623円																																												
過年度分	58,597,098円																																												
合 計	91,944,721円																																												
現年度分	24,580,763円																																												
過年度分	77,825,868円																																												
合 計	102,406,631円																																												
現年度分	25,660,338円																																												
過年度分	82,057,160円																																												
合 計	107,717,498円																																												
現年度分	9,481,620円																																												
過年度分	63,512,466円																																												
合 計	72,994,086円																																												
現年度分	14,242,866円																																												
過年度分	58,296,951円																																												
合 計	72,539,817円																																												
現年度分	10,335,690円																																												
過年度分	76,062,679円																																												
合 計	86,398,369円																																												
現年度分	7,513,650円																																												

過年度分 73,976,139円 合 計 81,489,789円 (12) 北部地方振興事務所栗原地域事務所 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。 (内容) 鳥獣捕獲許可証のべ46人分を、決裁を経ずに知事印を押印の上交付したものの。 また、未決裁許可に係る捕獲許可申請書、許可期間終了により返納のあった未決裁許可証及び捕獲報告書について、無断で破棄したもの。 (13) 古川農業試験場 需用費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 農業機械の修理費について、支払完了後に誤って当該事業の発注伝票を再度施行し、提出された請求書に基づき支払を行ったもの。 ・件数 1件 ・金額 79,860円 (14) 北部土木事務所栗原地域事務所 河川の占用許可及び占用料において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 令和5年4月10日までに調定すべきものを、令和5年12月18日に調定したもの。 ・件数 1件 ・金額 2,550円 (15) 東北歴史博物館 需用費において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 (内容) 東北歴史博物館洋島収蔵庫に係る令和5年8月分水道料金・下水道使用料について、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの。 ・金額 6,248円									
(16) 登米総合産業高等学校 私費会計において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。 (内容) 教師用デジタル教科用指導書代について、県費で支払うべきところ団体費で支払ったもの。 ・件数 1件 ・金額 396,000円									
公安委員会									
○宮城県公安委員会規則第3号 宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則のように定める。 令和7年2月25日 宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎 宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。									
<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>(聴聞の審理の公開)</td><td>(聴聞の審理の公開)</td></tr><tr><td>第12条 (略)</td><td>第12条 (略)</td></tr><tr><td>2 前項の規定による公示は、<u>聴聞を行う行政の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u></td><td>2 前項の規定による公示は、<u>インターネット上の利用その他の方法により行うものとする。</u></td></tr></table>		改正前	改正後	(聴聞の審理の公開)	(聴聞の審理の公開)	第12条 (略)	第12条 (略)	2 前項の規定による公示は、 <u>聴聞を行う行政の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>	2 前項の規定による公示は、 <u>インターネット上の利用その他の方法により行うものとする。</u>
改正前	改正後								
(聴聞の審理の公開)	(聴聞の審理の公開)								
第12条 (略)	第12条 (略)								
2 前項の規定による公示は、 <u>聴聞を行う行政の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>	2 前項の規定による公示は、 <u>インターネット上の利用その他の方法により行うものとする。</u>								
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 附 則 この規則は、令和7年3月1日から施行する。									
宮城海区漁業調整委員会									
宮城海区漁業調整委員会規程の用字及び用語の整理に関する規程									

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている宮城海区漁業調整委員会規程（以下「既存規程」という。）の用字及び用語の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用字及び用語の整理）

第2条 既存規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

(1) 条及び表の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
(2) 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会告示の用字及び用語の整理に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている宮城海区漁業調整委員会告示（以下「既存告示」という。）の用字及び用語の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用字及び用語の整理）

第2条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

(1) 条及び表の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
(2) 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

2 前項の告示によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

（委任）

第3条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会訓令の用字及び用語の整理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている宮城海区漁業調整委員会訓令（以下「既存訓令」という。）の用字及び用語の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用字及び用語の整理）

第2条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

(1) 条及び表の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
(2) 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

2 前項の訓令によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

（委任）

第3条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。